

J2 ソラトピアカップ 2026

ローカルルール

開催日：2026 年 10 月 17 日（土）～18 日（日）

開催地：茨城県石岡市 足尾エリア

1 適用規則

本大会は、JHF パラグライディング公認大会規則、パラグライディングジャパン 2 リーグ規定（以下「PJ2L 規定」という。）、筑波フライトエリアのエリアルール及び本ローカルルールに基づいて実施する。本ローカルルールに定めのない事項は、これらの規則による。

2 使用テイクオフ及びテイクオフ方法

1. 使用するテイクオフは、ソラトピア南テイクオフ及びソラトピア北東テイクオフの 2 か所とする。
2. 当日に使用するテイクオフは、気象条件その他の状況に応じて大会競技委員長が決定し、タスクブリーフィング又はタスクボードで発表する。
3. テイクオフ方法は、フリーテイクオフとする。
4. テイクオフディレクターは、混雑、気象条件の変化その他安全上必要がある場合、テイクオフの一時停止、テイクオフゾーンへの進入制限又は順番の指定を行うことができる。

3 リフライト

1. リフライトを許可する。
2. リフライトを希望する選手は、大会本部へ戻り、本人が大会役員に申告しなければならない。
3. リフライト送迎車は、ソラトピアメインランディングからのみ運行する。ソラトピアサブランディング、アウトランディング地点その他の場所から、リフライトを目的とした送迎は行わない。
4. リフライトの受付終了時刻及び送迎車の最終出発時刻は、タスクブリーフィング又はタスクボードで発表する。

4 サーマル旋回方向

1. サーマルの旋回方向は、原則として奇数日は左旋回、偶数日は右旋回とする。
2. 既にサーマル内で旋回中の機体が前項と反対方向に旋回している場合は、安全を優先し、その機体と同じ方向へ旋回すること。

5 追加装備及び装備確認

1. 防護ヘルメットは、EN 966、EN 1077 Class A 又は Class B、ASTM F2040、Snell RS-98 のいずれかの認証を受けたものを使用することを推奨する。
2. レスキューパラシュートは、製造から 10 年以内又はメーカーが定める推奨耐用年数以内であり、直近 180 日以内にリパックされ、JHF リパックタグが取り付けられているものが望ましい。
3. 選手は、ツリーランディング時に使用する自己確保用具を携行すること。

4. テイクオフディレクターは、必要な機体、レスキューパラシュート、ヘルメット、無線機、GPS、ライブトラッカー、自己確保用具その他の装備が欠如している場合、又は機体若しくは装備の安全性に問題がある場合、その問題が解消されるまで当該選手のフライトを禁止することができる。

6 指定ランディング場及びアウトランディング

1. 本大会の指定ランディング場は、ソラトピアメインランディング及びソラトピアサブランディングの2か所とする。
2. 指定ランディング場以外へのランディングは、次条のランディング禁止区域を除き、アウトランディングとして扱う。
3. アウトランディングした選手は、土地所有者、管理者、農作物及び施設に損害を与えないよう配慮し、土地所有者又は管理者から説明を求められた場合は誠実に対応すること。

7 ランディング禁止区域

次の場所へのランディングを禁止する。

- ・ 学校、幼稚園、保育施設その他の教育施設
- ・ 神社、寺院、墓地その他の宗教施設
- ・ 住宅密集地及び多数の人がいる場所
- ・ ゴルフ場
- ・ 採石場及び工事現場
- ・ 工場、事業所、倉庫その他の事業用施設
- ・ 農業試験施設、研究施設、畜産施設その他の農業関連施設
- ・ 発電所、変電所、浄水場、通信施設その他の重要施設
- ・ 高圧線、鉄塔その他の危険施設の近傍
- ・ 大会が配布する地図、ウェイポイントファイル、CTR ファイル又はタスクブリーフィングで指定する区域
- ・ 土地所有者又は管理者が立入り若しくはランディングを禁止している場所

生命又は身体への差し迫った危険を回避するため、やむを得ず禁止区域へ緊急ランディングした場合は、速やかに大会本部へ連絡すること。

8 飛行禁止空域及び飛行回避区域

1. 選手は、筑波フライトエリアのエアスペースルールを遵守すること。
2. 丸山風力発電所（足尾山頂の約2km北）は、風車から水平方向200m以内かつ海拔高度800m以下を飛行禁止とする。
3. 筑波山ロープウェイつつじヶ丘駅から女体山駅までの索道周辺は、水平距離200m以内及び索道上空200m以下を飛行禁止とする。
4. 筑波山ケーブルカー宮脇駅から筑波山頂駅までの軌道周辺は、水平距離200m以内及び軌道上空200m以下を飛行禁止とする。

5. 筑波山神社上空 200m 以下を飛行禁止とする。
6. 福島第一原子力発電所を中心とする半径 30km 以内への進入を禁止する。
7. 人口密集地、学校、病院、宗教施設、発電所、変電所、浄水場、通信施設、工場、研究施設その他の重要施設及び多数の人が集合している場所の上空は可能な限り避け、十分な安全高度及び水平距離を確保すること。
8. 選手は、大会が配布する最新の CTR ファイル等を使用する GPS 又はフライトコンピューターへ登録し、警報が正常に作動することを確認すること。

9 帰着申告及びライブトラッカーの返却方法

1. 帰着申告は、下山後又はフライト終了後に大会本部へライブトラッカーを返却し、選手本人が大会役員へ申告する方法で行う。
2. アウトランディング、回収の遅延その他やむを得ない事情により大会本部へ戻ることが困難な場合は、電話、無線その他の連絡手段により、本人が無事であること、現在地、救助の要否及びその後の予定を大会本部へ連絡すること。
3. 前項の連絡を行った場合も、貸与されたライブトラッカーは速やかに大会本部へ返却すること。

10 ツリーランディング時の対応

1. ツリーランディングが発生した場合は、自己確保用具を使用し、自身の安全確保を最優先すること。
2. 安全を確保した後、無線又は電話で大会本部へ連絡すること。その際、選手名、発生場所又は GPS 座標、負傷の有無及び自己確保の状況を報告すること。
3. 選手は自力での脱出、降下又は機体回収を行ってはならず、大会本部へ救助及び回収を依頼し、その指示に従うこと。
4. 救助及び回収に要する費用は、当該選手が負担する。費用は原則として 22,000 円とする。ただし、長距離の移動、救助若しくは回収に長時間を要した場合又は特別な費用が生じた場合は、状況に応じて追加料金が発生する。

11 ローカルルール違反に対するペナルティ

次の行為は、PJ2L 規定における重大な違反として、その日のタスクを 0 スコアとする。ただし、緊急避難その他やむを得ない事情がある場合は、大会競技委員長が状況を確認して判断する。

- ・ 飛行禁止空域又は飛行制限空域への進入
- ・ ランディング禁止区域へのランディング
- ・ テイクオフディレクターからフライトを禁止された状態でのフライト

12 抗議（プロテスト）

1. 抗議は、対象となる事由の発生後 1 時間以内に、供託金 1 万円を添え、書面により大会競技委員長へ提出しなければならない。
2. 成績に関する抗議は、当該成績の仮発表後 1 時間以内に提出しなければならない。

3. 供託金は、抗議が認められた場合は返却し、認められなかった場合は没収する。